

一般社団法人日本食品工学会
定款

2013年(平成25年) 1月17日定款作成日
2013年(平成25年) 1月23日定款認証日
2017年(平成29年) 8月 8日 変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本食品工学会(以下、「この学会」という。)と称し、英文名はJapan Society for Food Engineering とし、略称はJSFE とする。

(事務所)

第2条 この学会は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(支部)

第3条 この学会は、理事会の承認を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この学会は、食資源の供給、食品の設計、製造、保存、流通、調理、廃棄物処理等に直接・間接的に関与する技術の開発・改善に、総合工学的諸手法によって寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌等の発行
- (2) 研究発表会、講演会、見学会等の開催
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 この学会の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 この学会に入会し、所定の年会費を納める個人
- (2) 学生会員 大学、又はこれに準ずる学校、に在籍し、所定の年会費を納める学生、大学院生又は生徒
- (3) 維持会員 この学会の目的に賛成し、その事業に対し所定の維持会費を納める団体又は個人
- (4) 団体会員 この学会の活動に関心を持ち、所定の団体会費を納める団体
- (5) 特別団体会員 この学会の活動に関心を持つ複数の団体を構成員とし、5 口以上の団体会員会費を一括納入する団体
- (6) 名誉会員 この学会の目的達成に特に功績のあったもので、理事会が推薦し、社員総会の承認を経た者

2 この学会の社員は、正会員の中から、概ね 20 人に 1 人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選出後最初に開催される定時社員総会の終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社

員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。

7 代議員に欠員が生じた時は、補欠の代議員を選挙することができる。補欠選挙により選出された代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の残任期間とする。

8 代議員は無報酬とする。

(代議員の資格の喪失)

第 7 条 代議員である正会員が、第 11 条の規定により除名されたとき、又は第 12 条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失するものとする。

(会員の特典)

第 8 条 この学会の会員は次の特典を有する。

- (1) 会誌の無料配布を受ける。
- (2) この学会の行事に会員用の費用で参加できる。ただし、維持会員、団体会員及び特別団体会員に所属する者の参加費用及び人数については、別に定める。
- (3) この学会の行事で発表・討論できる。
- (4) この学会から表彰される資格を持つ。
- (5) この学会の運営に関し、意見を述べることができる。

(入会)

第 9 条 会員となるには、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、入会申込者に対し、諾否決定結果を通知しなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、会費の未納がある場合はこれを全納することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第 22 条第 2 項の社員総会の決議に基づき、当該会員を除名する。

- (1) この学会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、当該社員総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 第 1 項の規定により解任が議決されたときには、当該会員にその旨を通知する。

(会員の資格喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払いの義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) この学会からの連絡に 2 年以上返事がないとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。

(会費)

第 13 条 この学会の会費の金額は、別途社員総会において定める。

(会費の納付等)

第 14 条 会員は、年会費を前納する。

2 既納の会費は、いかなる場合でも返還しない。

(会員の権利)

第15条 この学会の会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様にこの学会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第17条 この学会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開く。
- 3 臨時社員総会は、理事会が必要を認めるとき、監事から請求があったとき、又は、代議員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して請求があったときに開く。
- 4 社員総会の招集は、開催の日の少なくとも、2週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した、書面又はこの学会の会誌の公告によって通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長とする。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事会において社員総会に付議した事項
- (7) 会費の金額
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 社員総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面又は電磁的方法で意思を表示した者は、出席者とみなす。

(決議)

第22条 社員総会の議決はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数で決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(通知)

第23条 会長は、社員総会の議事の要項及び議決した事項を会員に通知する。

(決議及び報告の省略)

第24条 理事又は代議員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第5章 役員、職員及び顧問

(役員)

第26条 この学会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とし、会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において選任する。
- 3 監事は、理事又は職員を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第28条 会長は会務を総理し、この学会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事(会長及び副会長を除く。)は、会長及び副会長を補佐し、別に定めるところによって、会務を分担する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この定款に定める事項を議決し、執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 会長、副会長及び監事に欠員を生じた場合は、補充選出を行う。ただし、理事会が会務の執行に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 4 理事に欠員を生じ、理事会が補欠の必要を認めるときは、所定の手続きを経て、これらの理事を補充することができる。
- 5 第3項及び前項の場合には、その直後の社員総会の承認を得なければならない。
- 6 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第31条 役員は、この学会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても、社員総会の議決によりこれを解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(責任の免除又は限定)

第33条 この学会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この学会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(職員)

第34条 この学会の事務を処理するため、職員を置くことができる。

- 2 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 職員(重要な職員を除く。)は、会長が任免する。
- 4 職員は、有給とする。

(顧問)

第35条 この学会に、必要に応じて、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この学会の運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第6章 理事会

(設置)

第36条 この学会に理事会を置き、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この学会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定並びに解職

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 通常理事会は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が招集を請求したとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集及び議長)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び前条第3項第5号により監事が召集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第40条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数でこれを決する。

(議決の省略)

第41条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令が定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。
- 3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 この学会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この学会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第46条 この学会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号、第4号、第5号の書類は、作成の日から10年間保存する。

(決算の公告)

第47条 この学会は、前項の定時社員総会の終結後直ちに法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金)

第48条 この学会の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び社員総会の承認を経て、その全部をこの学会の資産に編入し、翌年度に繰り越すものとする。

- 2 この学会は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総代議員数の半数以上であって総議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第50条 この学会は、社員総会において、総代議員数の半数以上であって、総議決権の3分の2以上の議決により、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 この学会の解散に伴う残余資産は、社員総会の議決によりこの学会と類似の事業を目的とする公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 公告方法

(公告)

第52条 この学会の公告は、電子公告による。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この学会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(設立当初の事業年度)

第54条 この学会の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年6月30日までとする。

(設立時理事の任期)

第55条 この学会の設立時理事の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、就任後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時の役員)

第56条 この学会の設立時の役員の名は次のとおりである。

設立時理事 中西 一弘
設立時理事 安達 修二
設立時理事 稲熊 隆博
設立時理事 五十部 誠一郎
設立時理事 熊谷 仁
設立時理事 田門 肇
設立時理事 中嶋 光敏
設立時理事 矢野 卓雄
設立時理事 崎山 高明
設立時理事 澤田 博
設立時監事 宮脇 長人
設立時監事 土戸 哲明

(設立時の代表理事)

第57条 この学会の設立時の代表理事の名は次のとおりである。

設立時代表理事 中西 一弘

(設立時社員)

第58条 この学会の設立時社員の名または名称、住所は以下のとおりとする。

設立時社員 住所 (略)
氏名 崎山 高明
住所 (略)
氏名 澤田 博

(日本食品工学会の会員等)

第 59 条 従前の日本食品工学会の会員である者は、第 6 条に定める会員種別に従って、この学会の会員とする。
ただし、従前の日本食品工学会の会員である者で、この学会の会員となることに同意しない者を除く。
2 従前の日本食品工学会に属した権利義務の一切は、この学会が承継する。

(法令の準拠)

第 60 条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。